

事 務 連 絡
令 和 7 年 2 月 6 日

各

都	道	府	県
市	町	村	
特	別	区	

 衛生主幹部（局） 御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課

定期の予防接種に関する間違いの防止について（注意喚起）

予防接種行政につきましては、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

定期の予防接種の実施に当たっては、「予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について」（平成25年3月30日付け健発0330第2号厚生労働省健康局長通知）において、予防接種に係る間違いの発生防止に努めるとともに、間違いの発生を迅速に把握できる体制をとり、発生した際には、厚生労働省に速やかに報告することとしています。

今般、新型コロナウイルス感染症に係る定期接種において、有効期限切れのワクチンを使用した事案がありました。被接種者には、接種を実施した市町村より誤接種について説明しており、現時点で、誤接種による体調不良等の報告はありませんが、各自治体におかれては、ワクチンの有効期限を必ず確認の上で使用するよう、管下の医療機関に対して改めての注意喚起をお願いいたします。

また、各自治体におかれては、改めて予防接種の手順を再確認することにより、予防接種に係る間違いの発生防止に努めていただくとともに、間違いの発生を迅速に把握できる体制をとり、間違いが発生した際には厚生労働省に速やかに報告をお願いいたします。引き続き、定期の予防接種の適切な実施に向けた取組を進めていただきますようお願いいたします。